

社会福祉法人かつみ会指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人かつみ会が開設するエンゼル居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

3 事業所の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 エンゼル居宅介護支援センター
- 二 所在地 埼玉県深谷市今泉625番地

（事故発生時の対応）

第4条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際し採った処置について、記録をするものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第5条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等がかつようして行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職

員に周知徹底を図る。

- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

- 第6条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の職種及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤職員1人 介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理と必要な事務を行うものとする。
- 二 介護支援専門員 4人以上(内1人は管理者と兼務)
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日まで、及び8月14日から8月15日までを除く。
- 二 営業時間 8:30から17:30までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第9条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 ケアハウスエンゼルの丘相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
- 二 課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- 三 サービス担当者会議開催場所 ケアハウスエンゼルの丘相談室・利用者居宅・指定サービ

ス事業所及び病院等。

四 サービス内容

- ① モニタリングのための少なくとも月1回以上の居宅訪問及び面接
 - ② 少なくとも1月に1回のモニタリングの記録
- 2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから利用者居宅との往復キロ数に1キロメートル当たり15円を乗じて得た額。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、深谷市、熊谷市、本庄市、寄居町、美里町、上里町の区域とする。

（非常災害時における対応方法）

- 第11条 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害時に関する具体的な通報・連携体制について定期的に従事者に周知する。
- 2 事業所は、館内に消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備を設けるものとする。

（個人情報の保護）

- 第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（苦情処理）

- 第13条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年1回以上

- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人かつみ会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

この規程は、平成13年9月20日から施行する。

この規程は、平成14年4月11日から施行する。

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

この規程は、平成21年1月21日から施行する。

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月12日から施行する。

この規程は、平成23年10月16日から施行する。

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月21日から施行する。

この規程は、平成25年12月2日から施行する。

この規程は、平成26年1月11日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月29日から施行する。

